

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議の開催について

平成26年4月22日
閣議決定

1. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について、その前年に我が国で開催されるラグビーワールドカップ2019との一体的な準備に配慮しつつ、その円滑な準備に資するよう、これらに係る重要問題を協議し、行政各部の所管する事務の連絡調整を行うため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
副議長 内閣官房長官、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、文部科学大臣
議員 他の全ての国務大臣
3. 会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。